

戦略会議提言以降の社会動向

※日本風景街道戦略会議「提言」より

【美しい国土景観の形成】

無電柱化、看板の整序、景観に配慮した道路の整備等、美しくない景観を改善するとともに、地域に根ざした景観、自然、歴史、文化や地域独自の様々な体験・交流等の地域資源を活かした質の高い風景を形成する。

また、美しく、快適な歩行空間、緑陰や並木のある道路を整備するとともに、歴史ある橋梁や街路などの保全、田園・山林風景の維持を行う。

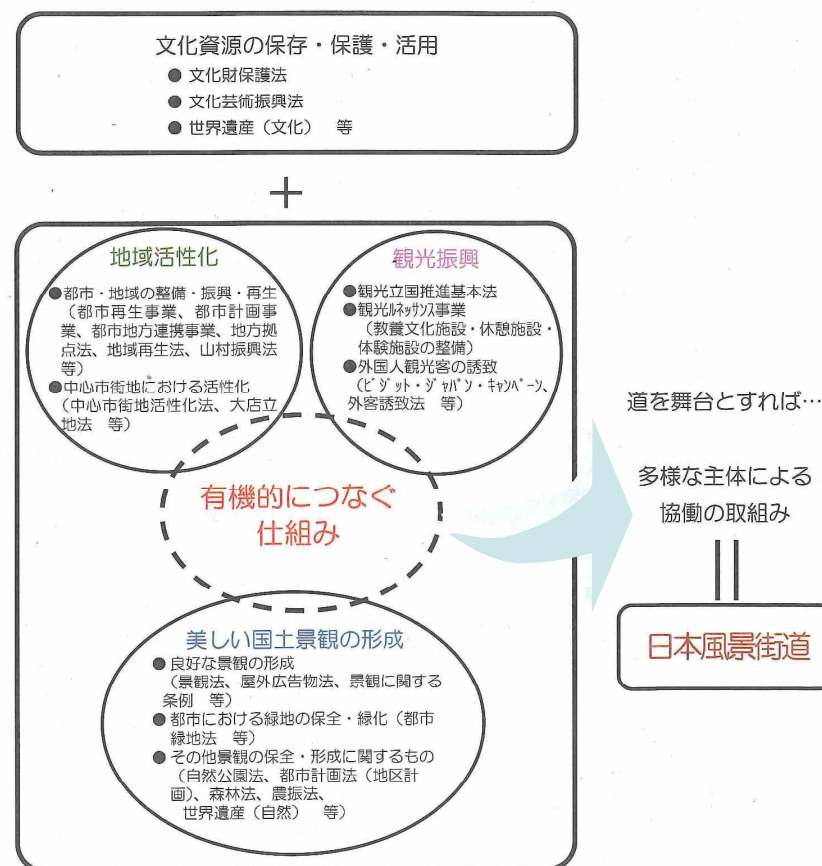
【地域活性化】

地域の歴史遺産や自然を活かした魅力ある地域づくり、伝統的な農村風景、街並みの保全等の取組みを地域の人々が連携して行うことにより、地域アイデンティティの成熟や地域コミュニティの再生・促進を図る等、道の役割を発揮することで、地域活性化（地域の魅力向上、雇用創出、文化生成等）に寄与する。

【観光振興】

道路と沿道が形成する観光資源の整備、観光地の再開発、観光に寄与する情報発信、観光拠点へのアクセス向上等により、個人旅行者、外国人などに代表される観光ニーズの多様化に対応することで、都市と農村との交流が図られる等、人々の交流が拡大することにより観光振興に寄与する。

【国土文化の再興に向けて】



日本風景街道3要素の近年の社会動向

■日本風景街道とは、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とした多様な主体による活動そのものや、その活動によって形成される地域の資源を活かした多様で質の高い風景などを包含した概念である。

※新たな社会動向

観光振興

- 観光立国推進基本法
- 観光ルネッサンス事業(教養文化施設・休憩施設・体験施設の整備)
- 外国人観光客の誘致(ビジット・ジャパン・キャンペーン、外客誘致法 等)

- ◎訪日外国人増加 ◎広域観光周遊ルート
- ◎日本遺産 ◎日本版DMO登録制度
- ◎インフラツーリズム ◎ジオパーク
- ◎世界農業遺産、日本農業遺産
- ◎グリーンツーリズム
- ◎サイクルツーリズム
[自転車活用推進法]

◎官民協働

[道路協力団体、
エリアマネジメント]



日本風景街道

地域活性化

- 都市・地域の整備・振興・再生
(都市再生事業、都市計画事業、都市地方連携事業、地方拠点法、地域再生法、山村振興法 等)
- 中心市街地における活性化(中心市街地活性化法、大店立地法 等)

◎道の駅[モデル・重点・テーマ型道の駅]

◎地方創生[まち・ひと・しごと創生法]

◎道を活用した地域活動の円滑化

美しい国土景観の形成

- 良好な景観の形成
(景観法、屋外広告物法、景観に関する条例 等)
- 都市における緑地の保全・緑化(都市緑地法 等)
- その他景観の保全・形成に関するもの(自然公園法、都市計画法(地区計画)、森林法、農振法、世界遺産(自然)等)

- ◎無電柱化[無電柱化推進法] ◎「日本で最も美しい村」連合
- ◎道路デザイン指針(案)改定
- ◎景観に配慮した道路附属物等ガイドライン策定

➡ 近年の日本風景街道の3要素を取り巻く状況: 「多方面の法制度充実」 や 「気運の高まり」

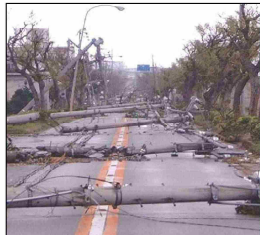
【美しい国土景観の形成】

①無電柱化

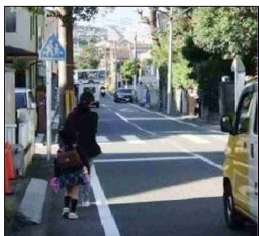
無電柱化推進法(H28.12施行)により、道路上における設置抑制、及び既存の電柱又は電線撤去を推進。

●無電柱化の目的

道路の
防災性能の向上



通行空間の
安全性・快適性の確保



良好な景観形成



●成田山新勝寺表参道の無電柱化事例(千葉県成田市)



整備前



整備後

●川越一番商店街の無電柱化事例(埼玉県川越市)



整備前



整備後

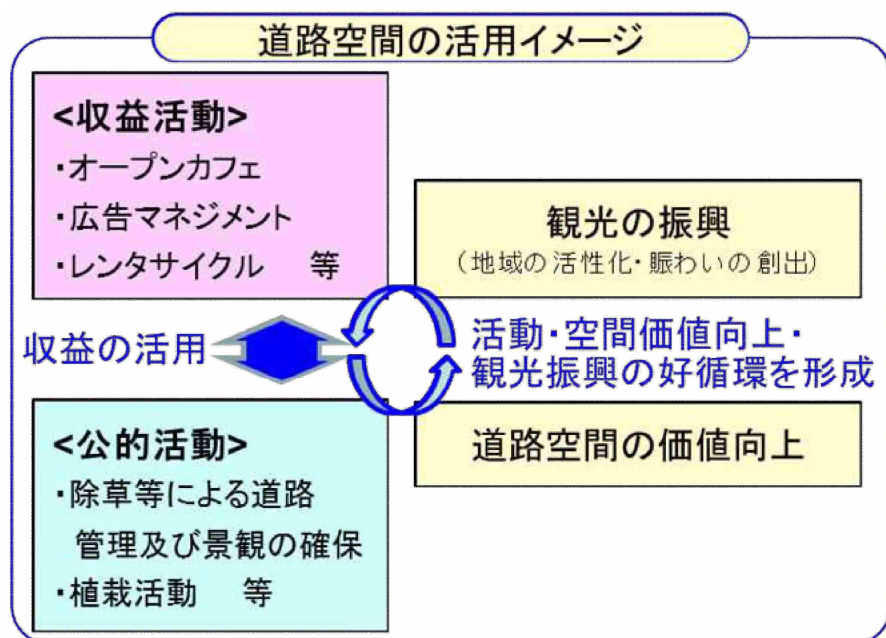
【美しい国土景観の形成】

②道路協力団体

道路法改正により、道路協力団体制度創設（H28.4）。道路管理者との連携により地区の課題解消、にぎわいの創出を期待するもの。現在、直轄国道で30団体が登録、活動中。30団体のうち、9団体が風景街道パートナーシップを構成する組織。

例）東オホーツクシーニックバイウェイ連携会議（北海道）
日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会（宮崎県）

●活用スキーム



●想定される活動イメージ



収益を還元



不法占用調査(第3号)



道の駅のニーズ調査(第4号)



通勤・通学の安全確保に関する意見交換(第5号)

戦略会議提言以降の社会動向

【美しい国土景観の形成】

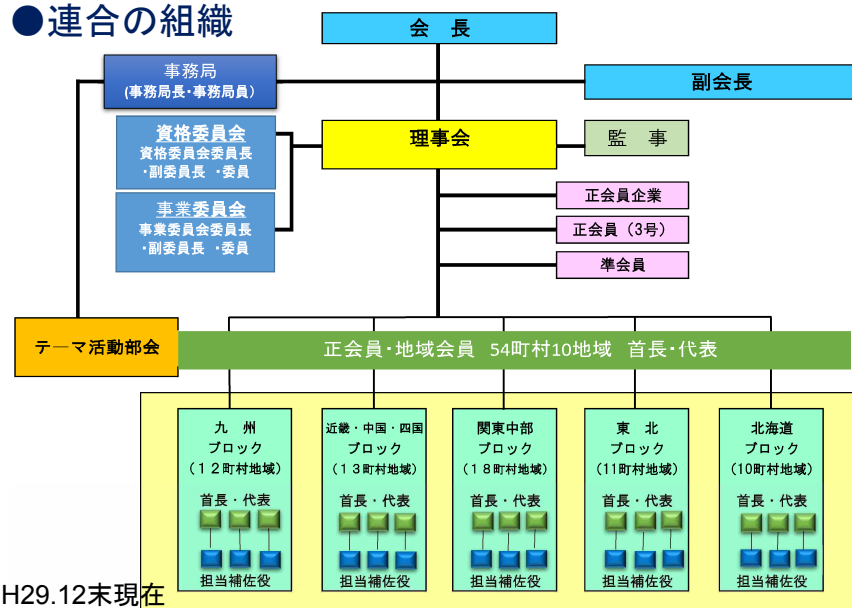
③「日本で最も美しい村」連合(NPO法人)

日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ 最も美しい村としての自立を目指す活動(H17開始)で、当初7町村から活動を開始。現在54町村10地域が加盟(H29.12末現在)。5年ごとに再審査を実施。

●認定の条件

- I 人口が概ね1万人以下であること
- II 地域資源が二つ以上あること
 - ・ 景観: 生活の営みにより作られた景観(伝統的なまちなみ等)
 - ・ 文化: 昔ながらの祭りや芸能、郷土文化など
- III 連合が評価する地域資源を生かす活動があること
 - ・ 美しい景観に配慮したまちづくりを行っている
 - ・ 住民による工夫した地域活動を行っている
 - ・ 地域特有の工芸品や生活様式を頑なに守っている

●連合の組織



※H29.12末現在

●連合統一案内看板



※岩木山観光協会HPより

●北海道上川郡美瑛町



※「日本で最も美しい村」連合HPより 5

- ・「資格委員会」にて新規加盟審査、5年ごとの再審査を実施。
- ・各加盟町村地域は、北海道、東北、関東中部等の各ブロックに所属。
- ・加盟町村地域が直面する課題に向けての自主的テーマ別課題解決組織(テーマ別活動部会)を設置。

【美しい国土景観の形成】

- ④道路デザイン指針(案)及び景観に配慮した道路附属物等ガイドライン
 道路デザイン指針(案)(H17.4策定)及び景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン
 (H16.3策定)がH29.10に改定。

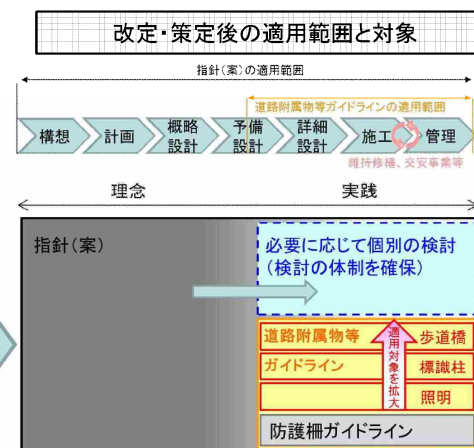
●道路デザイン指針(案)(H29.10改定)

- ・道路空間の再構築など時代に合わせた見直し ※写真は大手前通り(姫路市)



●景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(H29.10策定)

- ・適用範囲を防護柵以外の道路附属物全般に拡大



【地域活性化】

① -1 全国モデル道の駅・重点道の駅

優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する制度でH26.8創設。全国モデル「道の駅」として6駅、重点「道の駅」としてH26に35駅、H27に38駅選定。
なお、道の駅はH29.11現在1134駅が登録。

<重点道の駅に想定される機能>



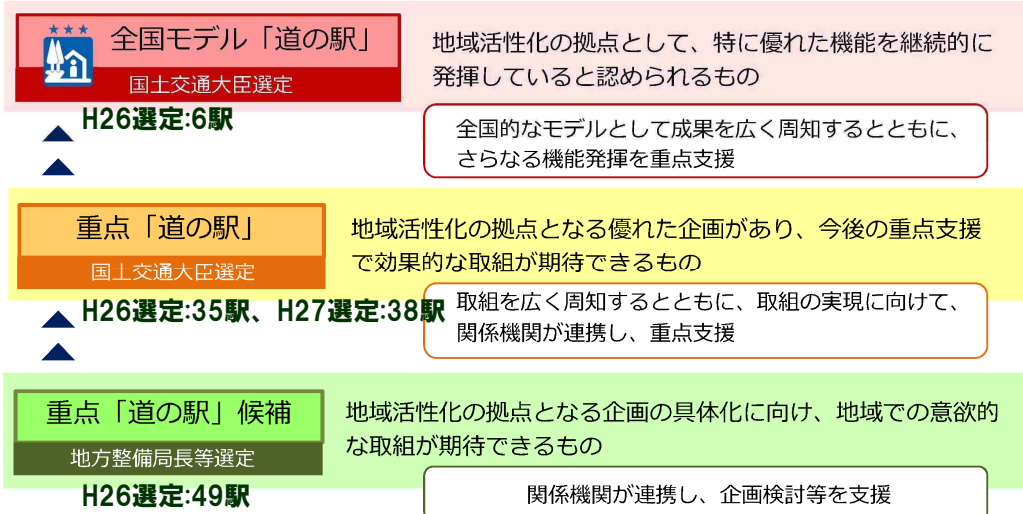
<全国モデル「道の駅」6駅>

(地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型)

主な機能	都道府県	市町村	設置年度	駅名	主な特長
観光総合	群馬県	川場村	H8	川場田園プラザ	「農業プラス観光」で人口約3,700人の村に年間約120万人が来訪。リピート率は7割。
	栃木県	茂木町	H8	もてぎ	真岡鉄道のSLやサーキットなど地域の魅力へのアクセスポイントとしてのゲートウェイ機能。
	千葉県	南房総市	H5	とみうら	ビワ狩り体験企画など、地域の観光資源をパッケージ化し、都市部の旅行会社へ販売。観光バス3,000台誘致。

(地域の元気を創る地域センター型)

主な機能	都道府県	市町村	設置年度	駅名	主な特長
産業振興	山口県	萩市	H13	萩一まーと	隣接する漁港から新鮮な海産物が直接店頭に出並び、地産地消にも貢献。地元加工業者と高付加価値商品を開発し、地域に貢献。
	愛媛県	内子町	H8	内子フレッシュパークからり	生産者自らが運営に携わり、特産品を活かした加工食品の開発販売等、約60名の雇用を創出。
防災	岩手県	遠野市	H10	遠野風の丘	東日本大震災時は、後方支援拠点として機能。広域防災拠点として高度な防災機能を分担。



【地域活性化】

①-2 特定テーマ型モデル道の駅

道の駅の質的向上に向けた取組として、全国各地の「道の駅」の模範 となって質的向上に寄与する“特定テーマ型モデル「道の駅」”をH28年度より募集。H28は「住民サービス」をテーマに6駅選定、H29は「地域交通拠点」をテーマに7駅選定。

<H28テーマ概要>



平成28年度 住民サービス部門 モデル「道の駅」

国土交通大臣認定

中山間地域及び漁村地域等において、高齢化社会に対応した地域福祉向上のための取組、地域課題に対応した住民生活支援のための取組、小さな拠点形成を目指した取組など、公共の福祉を増進することを目的とした地域住民へのサービス向上に資する取組を、現在実施し成果をあげているもの



<H29テーマ概要>



平成29年度 モデル「道の駅」（地域交通拠点部門）

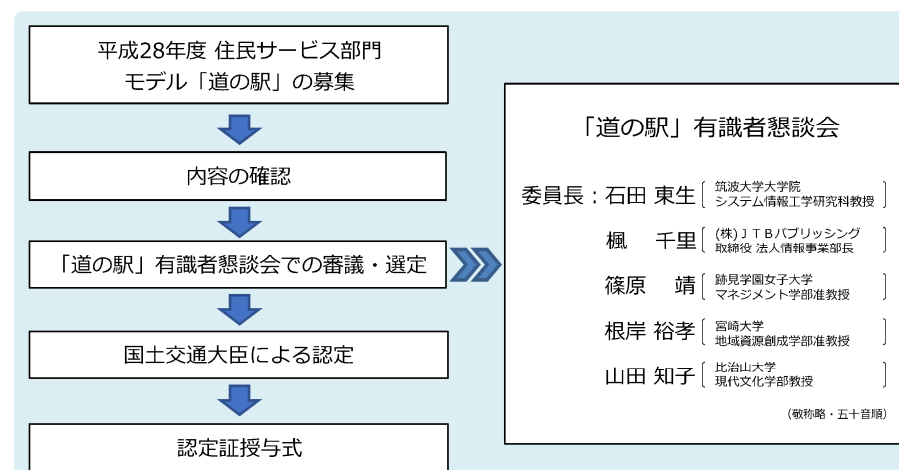
国土交通大臣認定

中山間地域及びその周辺地域において、「道の駅」が公共交通モード間の接続拠点となっており、接続機能向上の取組により、現時点で地域住民の生活の足の確保に資する成果をあげているもの

(対象イメージ)



<認定の流れ>



※全国モデル・重点道の駅も概ね同様の流れで認定を実施

【地域活性化】

②地方創生

各地域がそれぞれの特徴を活かし自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生法」(H26.11施行)に基づき、情報、人材、財政面でサポート。

長期ビジョン		まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）（～2019年度）		
中長期展望 （2060年を視野）	基本目標（成果指標、2020年）	主要施策とKPI	主な施策	
	生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進－ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化－			
I.人口減少問題の克服 ◎2060年に1億人程度 の人口を維持	① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする ◆若者雇用創出数（地方） 2020年までの5年間で30万人 現状：18.4万人 ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合 2020年までに全ての世代と同水準 15～34歳の割合：94.3%（2016年） 全ての世代の割合：94.5%（2016年） ◆女性の就業率 2020年までに77%：72.7%（2016年）	○地域の中核企業、中核企業候補支援 ・3年間で2,000社支援（地域未来投資促進法の活用等） ・地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを5年間で1,000支援し、平均売上高を5年間で3倍（60億円） ○観光業を強化する地域における連携体制の構築 ・訪日外国人旅行消費額8兆円：3兆7,476億円（2016年） ・世界水準のDMOの形成数100 ○農林水産業の成長産業化 ・6次産業化市場10兆円：5.5兆円（2015年度） ・農林水産物等輸出額 1兆円：7,502億円（2016年）	①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 ・地域の技術の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化 ・創業支援・起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等 ・地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装、生活産業の実装等 ②観光業を強化する地域における連携体制の構築 ・DMOを核とする観光地づくり・ブランディングの推進、受入環境整備 ・多様な地域資源（文化、スポーツ、産業遺産等）を活用したコンテンツづくり ③農林水産業の成長産業化 ・輸出プロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による雇用と所得の創出 ④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策 ・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進等	
	② 地方への新しいひとの流れをつくる ◆地方・東京圏の転出入均衡（2020年） 東京圏への転入超過数：12万人（2016年） ・東京圏→地方転出 4万人増 ：1万人減（2016年） ・地方→東京圏転入 6万人減 ：1万人増（2016年）	○企業の地方拠点機能強化 ・雇用者数4万人増加 ：11,560人※ ※地域再生計画（H29.11）に記載された目標値 ○地方における若者の修学・就業の促進 ・自道府県大学進学者割合平均36%：32.7%（2017年度） ○地方移住の推進 ・年間移住あっせん件数 11,000件 ：約6,800件（2016年度）	①政府関係機関の地方移転 ・文化庁等の中央官庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの充実 ②企業の地方拠点強化等 ・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等 ③地方創生に資する大学改革等 ・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等 ④地域における魅力あるしごとづくりの推進等 ・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インテンシブの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等 ⑤子供の農山漁村体験の充実 ・教員の負担軽減、受入れ農家の確保等の課題、送り手側と受け手側のマッチングの仕組み等について調査・分析を進め、支援策の充実強化を検討 ⑥地方移住の推進 ・移住・定住施策の好事例の横展開、農泊、「生涯活躍のまち」の推進 ・これまでにない地方生活の魅力の発信、Uターン対策の抜本的な強化	
	③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合40%以上 ：42.6%（2017年2月暫定値） ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%：53.1%（2015年） ◆夫婦子ども数予定（2.12）実績指標95%：93%（2015年）	○少子化対策における「地域アプローチ」の推進 ・週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減 ：7.7%（2016年） ○若い世代の経済的安定 ・若者の就業率79%に向上：77.7%（2016年） ○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 ・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100% ：86.4%（2015年度）	①少子化対策における「地域アプローチ」の推進 ・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開 ②若い世代の経済的安定 ・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援 ③出産・子育て支援 ・幼児教育の無償化、待機児童の解消	
	④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ◆立地適正化計画を作成する市町村数 300市町村：112都市（2017年7月） ◆都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村 ◆居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村	○「連携中枢都市圏」の形成 ・連携中枢都市圏 30圏域：23圏域（2017年10月） ○「小さな拠点」の形成 ・「小さな拠点」1,000か所：908か所（2017年度） ・地域運営組織 5,000団体：3,071団体（2016年度） ○大都市圏の医療・介護問題、少子化問題への対応 ・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯等の支援に資する施設の併設率：2016年度～2025年度の期間内に賛賛等が行われる団体のおおむね9割：84.4%（2016年度）	①まちづくり・地域連携 ・連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進 ・BID制度を含むエリアマネジメントの推進 ・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進 ・地方都市における「稼げるまちづくり」の推進（空き店舗活用等による商店街の活性化） ②「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持） ・地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進 ③大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化 ・公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進 ④地方公共団体の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進 ・地方公共団体に対する普及促進活動の展開、SDGs達成のためのモデル事例の形成	
II.成長力の確保 ◎2050年代に実質GDP 成長率1.5～2%程度維持 （人口安定化、生産性 向上が実現した場合）				

【地方創生版・三本の矢】 情報支援(RESAS)、人材支援(地方創生カレッジ、地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度)、財政支援(地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費)

戦略会議提言以降の社会動向

【地域活性化】

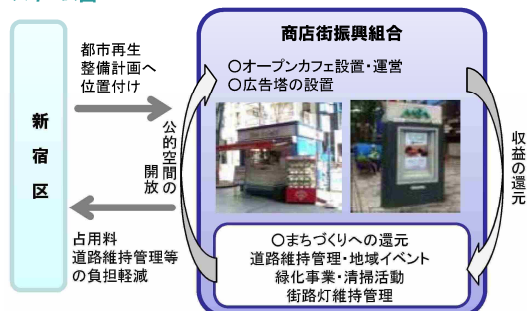
③道を活用した地域活動の円滑化

道路占用許可の特例制度(都市再生特別措置法、国家戦略特別区域法、中心市街地の活性化に関する法律)等による道を活用した地域活動を円滑に実施するための手法をまとめた「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン-改定版-(H28.3)」の策定。

●新宿モア(東京都新宿区)



スキーム図



●日本大通りオープンカフェ(神奈川県横浜市)



●久屋大通りオープンカフェ(愛知県名古屋市)



【地域活性化】

④ エリアマネジメント

大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など全国各地で取組が実践され、2016年には「全国エリアマネジメントネットワーク」が発足。また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」(H29.6閣議決定)にも位置づけがなされている。

●「全国エリアマネジメントネットワーク」の概要

【目的】

全国のエリアマネジメント組織による連携、協議の場を提供し、エリアマネジメントに係る政策提案、情報共有及び普及啓発を行い、行政との連携を通じてエリアマネジメントの発展を支えることを目的に発足。

【活動内容】

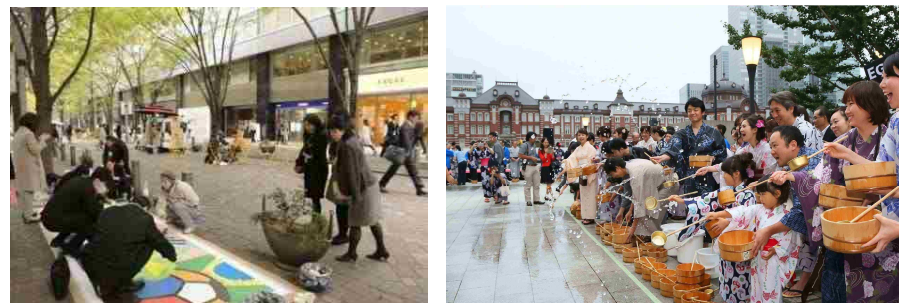
- ・ エリアマネジメントの深化に向けた政策・制度提案
- ・ エリアマネジメント組織間の情報共有・連携促進
- ・ エリアマネジメントに対する理解・賛同を得るための「パブリックリレーションズ」等

【組織】

(2017年7月31日現在)

役員	会長(1名)		会員数	種別	団体数
	副会長(3名)			正会員	83
	幹事(4名)			エリアマネジメント団体	36
	監査役(2名)			法人	14
	部会長(1名)			個人	33
事務局	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会(リガーレ)		一般賛助会員	14	
	(一財)森記念財団 等		オブザーバー	23	
			合計	120	

●NPO法人大丸有エリアマネジメント協会(東京都)



※「NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会」HPより

●札幌大通りまちづくり株式会社(北海道)



※「札幌大通りまちづくり株式会社」HPより

【観光振興】

①インバウンド(訪日外国人)

835万人/年(H19)から大きく増加し、2869万人/年(H29速報)となり、観光産業の経済効果は極めて大きいものとなっている。

観光庁が「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(H26.3)を策定。

政府は訪日外国人観光客数の目標人数を平成32(2020)年に4千万人、42(2030)年に6千万人とすることを掲げている。

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

・ **訪日外国人旅行者数**は、**2倍増の約2000万人**に

(2012年) (2015年)

836万人 ⇒ 1974万人

・ **訪日外国人旅行消費額**は、**3倍増の約3.5兆円**に

1兆846億円 ⇒ 3兆4771億円

新たな目標への挑戦！

訪日外国人旅行者数

2020年： **4,000万人**
(2015年の約2倍)

2030年： **6,000万人**
(2015年の約3倍)

訪日外国人旅行消費額

2020年： **8兆円**
(2015年の2倍超)

2030年： **15兆円**
(2015年の4倍超)

地方部での外国人延べ宿泊者数

2020年： **7,000万人泊**
(2015年の3倍弱)

2030年： **1億3,000万人泊**
(2015年の5倍超)

外国人リピーター数

2020年： **2,400万人**
(2015年の約2倍)

2030年： **3,600万人**
(2015年の約3倍)

日本人国内旅行消費額

2020年： **21兆円**
(最近5年間の平均から約5%増)

2030年： **22兆円**
(最近5年間の平均から約10%増)

【観光振興】

②広域観光周遊ルート

インバウンドの地方への誘客を図るため、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に発信。H27.6に7ルートの計画を認定し、現在は全国11ルート。

広域観光周遊ルート形成計画の認定状況

平成27年6月12日に、7ルートの計画を認定
平成28年6月14日に、4ルートの計画を追加認定
(全国11ルート)

各ルートでの取組例

- ・マーケティング調査
- ・計画策定（専門家の招へい等を含む）
- ・観光資源の磨き上げ
- ・受入環境整備（多言語表示など）
- ・海外プロモーションの実施
- ・広域周遊ツアーの企画・販売
- ・その他広域での地域共通の取組等

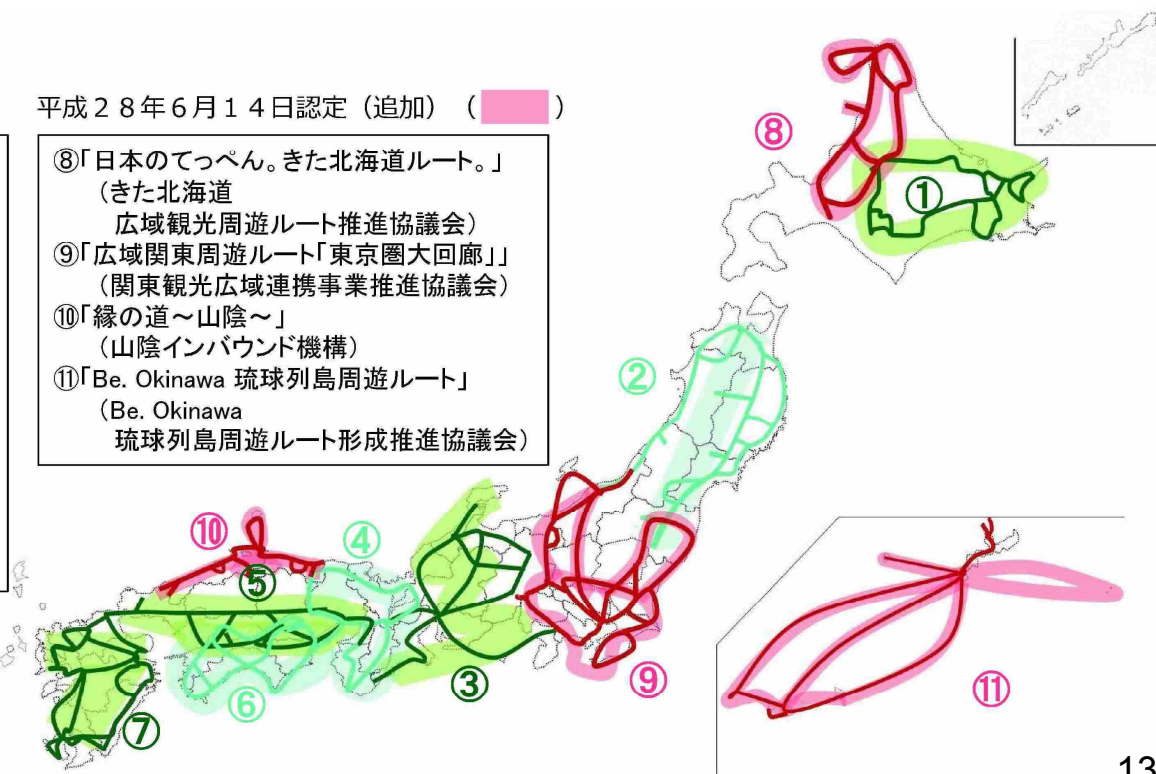
平成27年6月12日認定（■ ■）

- ①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」
（「ブライムロード ひがし北・海・道」推進協議会）
- ②「日本の奥の院・東北探訪ルート」
（東北観光推進機構）
- ③「昇龍道」
（中央日本総合観光機構）
- ④「美の伝説」
（関西広域連合、関西経済連合会、関西観光本部）
- ⑤「せとうち・海の道」
（せとうち観光推進機構）
- ⑥「スピリチュアルな島～四国遍路～」
（四国ツーリズム創造機構）
- ⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」
（九州観光推進機構）

平成28年6月14日認定（追加）（■）

- ⑧「日本のでっぺん。きた北海道ルート。」
（きた北海道
広域観光周遊ルート推進協議会）
- ⑨「広域関東周遊ルート「東京圏大回廊」」
（関東観光広域連携事業推進協議会）
- ⑩「縁の道～山陰～」
（山陰インバウンド機構）
- ⑪「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」
（Be. Okinawa
琉球列島周遊ルート形成推進協議会）

（注）上段「」はルートの名称、下段（ ）は計画の実施主体

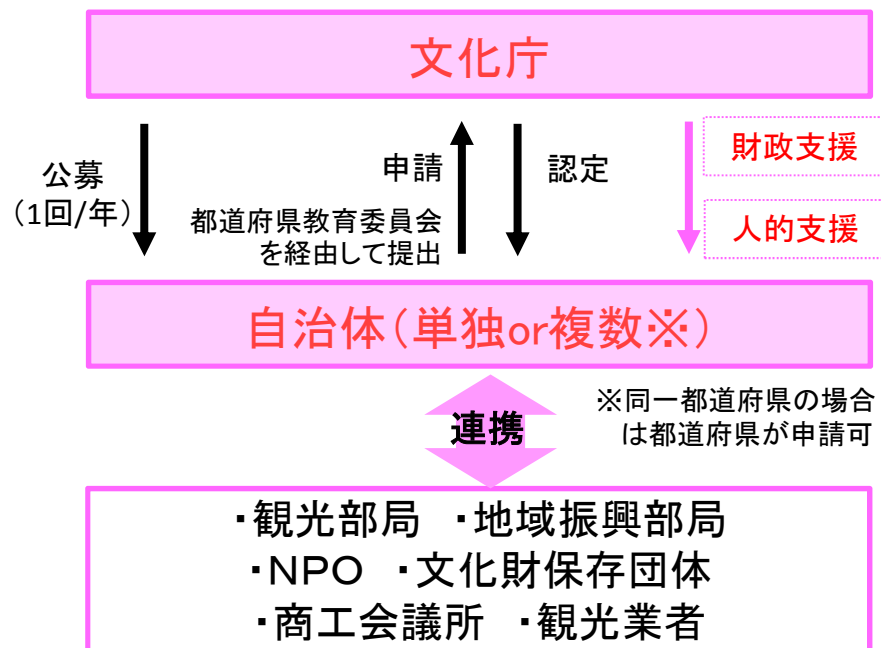


【観光振興】

③日本遺産

有形・無形の様々な文化財群を地域が整備、活用し、国内外へ戦略的に発信(H27.4)。
H29.4現在54のストーリーが指定済み。

●日本遺産の体系

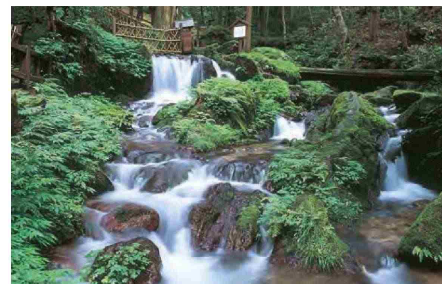


●海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群

～御食国(みけつくに)若狭と鯖街道～

- ・所属自治体: 福井県小浜市、若狭市
- ・ストーリー: (前略) 近年「鯖街道」と呼ばれるこの街道群沿いには、往時の賑わいを伝える町並みとともに、豊かな自然や、受け継がれてきた食や祭礼など様々な文化が今も息づいている。

※文化庁HPより



瓜割の滝(若狭町): 滝の周辺には森が広がり、岩に苔が群生する幻想的な光景



旧料亭蓬嶋楼(小浜市): 小浜市西組地区に残る明治時代の建物



熊川宿(若狭町): 若狭街道最大の中継地となった宿場町



和久里壬生狂言(小浜市): 無言仮面の狂言は人の道を逆説的にコミカルに伝える

戦略会議提言以降の社会動向

【観光振興】

④日本版DMO登録制度

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点で、多様な関係者と協働しながら、観光地域づくりを実現するための戦略策定、調整機能を備えた法人。

登録法人に対し、関係省庁連携支援チームを通じ支援。H29.11現在41法人を登録。

●日本版DMOの役割

日本版DMOの役割

- ① 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- ② 各種データ等の継続的な収集・分析、
・明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、
・KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- ③ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション

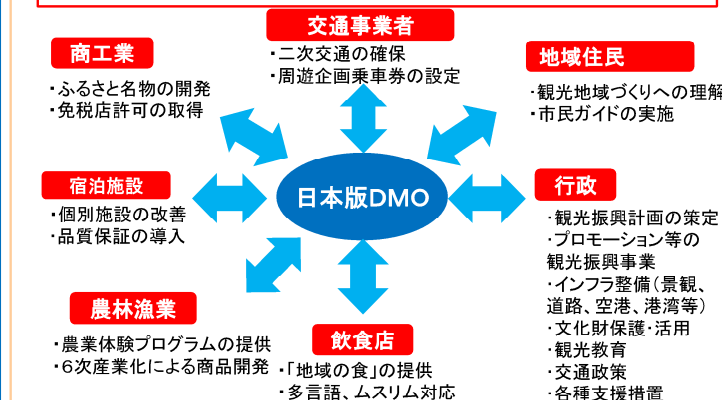


観光地域づくりの一主体として実施する個別事業

(例)・着地型旅行商品の造成・販売、
・ランドオペレーター業務の実施 等

多様な関係者との連携

内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携



地域一体の魅力的な観光地域づくり
戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

観光客の呼び込み

観光による地方創生

●登録DMO(H29.11現在)

- ・広域連携DMO: 5件
ex(公社)北海道観光振興機構
- ・地域連携DMO: 23件
ex(公社)とやま観光推進機構
- ・地域DMO: 13件
ex(公社)京都市観光協会

●DMO登録手続きの流れ

日本版DMO候補法人登録申請（日本版DMO形成・確立計画の提出）

日本版DMO登録要件

- (1) 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- (2) データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- (3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションの実施
- (4) 法人格の取得、責任者の明確化、データ収集・分析等の専門人材の確保
- (5) 安定的な運営資金の確保

各項目について「今後該当予定」でも登録可能

日本版DMO候補法人登録

事業報告書の提出（随時）

- ※「各登録要件に対する自己評価」が全て「今後該当予定」ではなく「既に該当」になっていることが必要
- 日本版DMO形成・確立計画を必要に応じて更新（随時）
- 必要に応じてヒアリングを実施

日本版DMO登録要件が全て充足されていることを確認

日本版DMO登録（平成29年9月以降、概ね四半期に1回程度まとめて登録・公表（登録証交付））

【観光振興】

⑤インフラツーリズム

インフラに近づき、触れることのできる機会を提供。各地の取組をまとめたポータルサイトを国土交通省総合政策局が運営。(H28.11開設)

●ポータルサイトイメージ

民間主催ツアー



【好評につき2月出発を追加！】【現地集合】今しか歩けない貴重な特別体験！国土交通省スタッフと歩く
東京港トンネル～昼食はホテルでランチbuffet♪～

旅行代金：6,980円～6,980円



工事中の東京港トンネル



▼ 出発日カレンダーを確認する

印刷する

出発地	関東/東京23区
日数	日帰り
コース番号	C6391-990
旅行条件	最少催行人数：10名様 朝食：0800/昼食：1200/夕食：1800 添乗員：TD随行 現地係員：なし
関連キーワード	おひとり参加可能な旅、友人同士、家族旅行、夫婦旅行、現地発着ツアー

ブランド名 クラフツリーズの旅

考え中ボックスに追加 比較表に追加

ツアー情報を共有する 催行決定お知らせメールを受け取る

催行決定お知らせメールとは

セントレアまるわかりツアー



感動！驚き！発見！

うわー！ すげー！ がいっぱい。大鉄で行く、長島ダム内部見学!!



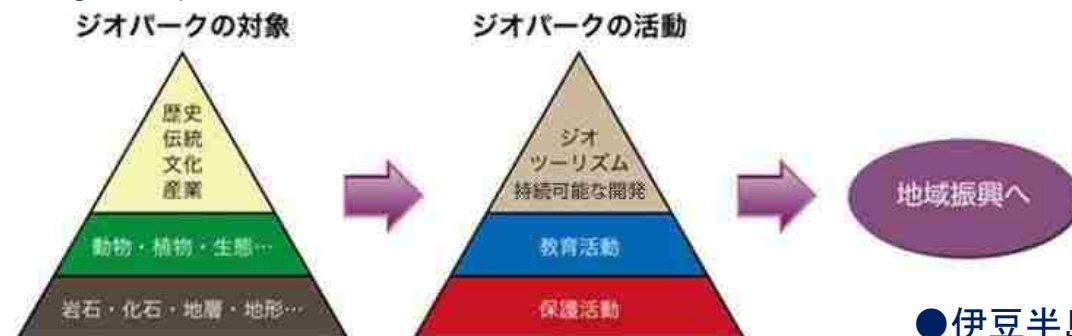
感動体験！
世界最長の吊橋明石海峡大橋の塔頂へ！
高さ300m 360°の絶景パノラマ!!

【観光振興】

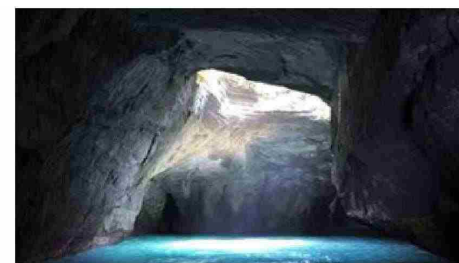
⑥ ジオパーク

地球(ジオ)を学び丸ごと楽しむ場所として、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」が43地域(H28.9現在)。このうち8地域がユネスコ世界ジオパークにも認定。

● ジオパークとは



● 伊豆半島ジオパーク(静岡県)



● 洞爺湖有珠山ジオパーク(北海道)



【観光振興】

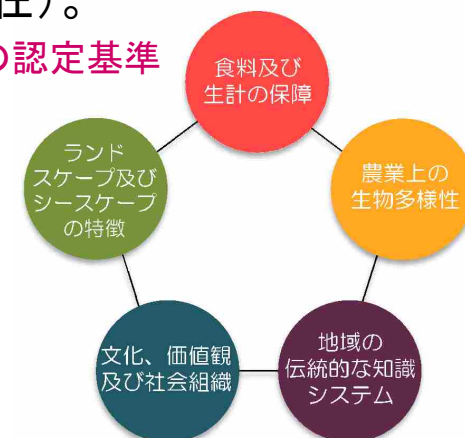
⑦世界農業遺産

世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度。世界45地域、日本9地域が認定(H29.12現在)。

●国内の世界農業遺産認定地域



●世界農業遺産の認定基準



2011年認定



トキと共生する佐渡の里山
新潟県佐渡市



水田で採餌するトキ



中干期にも生きものが生育できる場所「江」



【朱鷺と暮らす郷認証米】
認証基準には、「生きものを育む農法」の実施のほか、5割以上の減農薬・減化学肥料など厳しい基準が設けられています。

2013年認定



静岡の茶草場農法
静岡県掛川周辺地域



畝間に茶草を敷く作業



茶畑に隣接する茶草場



【カケガワフキバッタ】
茶草場に生息するカケガワフキバッタは、翅が退化して飛翔することができない地域固有のバッタです。

【観光振興】

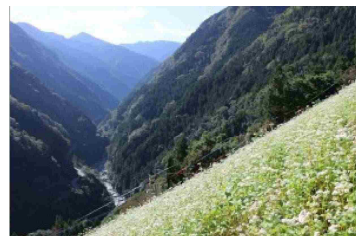
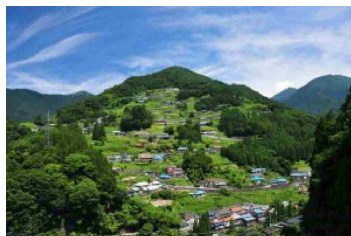
⑧日本農業遺産

我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度。初の日本農業遺産として8地域が認定（H29.3）。

●日本農業遺産認定地域



●にし阿波の傾斜地農耕システム（徳島県にし阿波地域）



猿飼集落（つるぎ町貞光）



（左：コエグロ 右：野鍛冶による伝統農具製作）



●急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業（三重県尾鷲市）



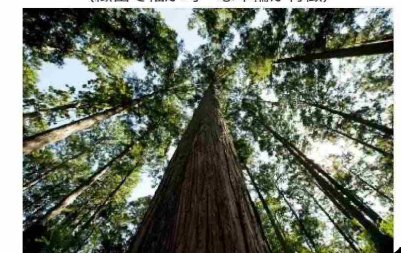
（尾鷲ヒノキの森林）



（緻密で幅が均一な年輪が特徴）



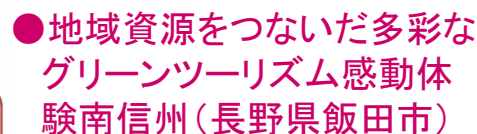
（尾鷲ヒノキと熊野古道の景観）



（真っ直ぐに伸びたヒノキの大木）

⑨グリーンツーリズム

●都市と農村の交流イメージ



●NPO法人東村観光推進協議会(沖縄県)



修学旅行・教育旅行プログラム

東村の体験学習

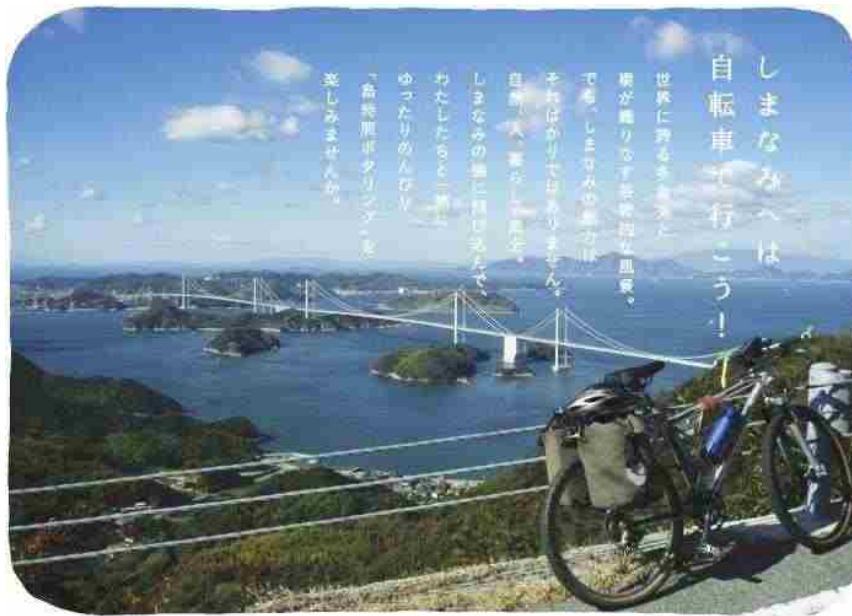


【観光振興】

⑩ サイクルツーリズム

国内や国外観光客にサイクリング人口が増加傾向、インバウンドの来訪目的にも。自転車活用推進法(H29.5施行)。

● シクロツーリズムしまなみ(愛媛県)



● 千葉県サイクルツーリズム



(/image/node/74075)
青いのぼりがサイクルステーションの目印だ (c)千葉県サイクルツーリズムプロジェクト



(/image/node/74079)
各サイクルステーションに設置されるバイクラック (c)So.Isobe



(/image/node/74074)
千葉県、自治体、交通機関など県ぐるみでサポートされる「千葉県サイクルツーリズム」 (c)So.Isobe



(/image/node/74073)
川沿いや海沿いは平坦基調のルートを行く (c)千葉県サイクルツーリズムプロジェクト



(/image/node/74234)
中房総初級コース 上総中野駅～五井駅 55.0km (c)千葉県サイクルツーリズムプロジェクト



(/image/node/74232)
中房総中級コース たけゆらの里おおたき～たけゆらの里おおたき 65.2km (c)千葉県サイクルツーリズムプロジェクト